

議案第 2 0 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

安中市長 岩 井 均

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1編 関係条例の一部改正

(安中市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 安中市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年安中市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(安中市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 安中市職員の給与に関する条例（平成18年安中市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(安中市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 安中市職員の退職手当に関する条例（平成18年安中市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(安中市水道水源保護条例の一部改正)

第4条 安中市水道水源保護条例（平成18年安中市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第30条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(安中市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 安中市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成18年安中市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(安中市小水道条例の一部改正)

第6条 安中市小水道条例（平成25年安中市条例第12号）を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第7条 安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成27年安中市条例第2

8号)の一部を次のように改正する。

第27条及び第28条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(安中市行政不服審査会条例の一部改正)

第8条 安中市行政不服審査会条例(平成28年安中市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(安中市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第9条 安中市個人情報保護法施行条例(令和4年安中市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第10条 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第11条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘

禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(安中市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の安中市職員の給与に関する条例第23条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に限る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(安中市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 刑法等一部改正法等の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の安中市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに安中市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされたものとみなす。

第3章 その他

(経過措置の規則への委任)

第14条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。